

元 予 第 2 0 7 6 号
令 和 2 年 3 月 2 日

中国四国農政局長 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事
及び業務の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和2年2月26日の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣から、大規模な感染リスクのあるイベント等について今後2週間は中止等の対応を要請するなど、感染拡大の防止に万全を期す旨の発言があったところである。

については、既契約の工事及び業務に係る一時中止措置等に関し、下記のとおり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではない。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、貴職から願います。

記

1. 工事又は業務の一時中止措置等について

工事又は業務の契約は、工事の請負契約に係る契約書について（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）別紙の工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）又は建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成8年2月23日付け8経第263号農林水産事務次官依命通知）別紙の業務請負契約書（以下「業務請負契約書」という。）に基づき実施しているところであるが、発注者においては、工事請負契約書第19条及び第20条又は業務請負契約書第19条及び第20条の規定の趣旨に則り、以下のとおり受注者に対する工事又は業務の一時中止措置等を適切に行うこととする。

なお、工事請負契約書又は業務請負契約書に類する契約書により契約している工事又は業務についても同様とする。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染

拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長の意向を確認する。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、工事請負契約書又は業務請負契約書に基づき、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、工事請負契約書又は業務請負契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、本通知発出の日から令和2年3月15日までの期間とする。

(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。この場合、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定する。

2. 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を越える可能性がある場合には、繰越等の手続をとることとする。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 6 日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿
北海道開発局農業水産部農業設計課長 殿
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

工事現場等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

今般、千葉県内及び熊本県内の工事現場において、現場作業従事者が新型コロナウイルスに感染する事態が発生したところである。

については、貴局管内の直轄工事及び業務に係る現場等において、当面、下記の感染症対策等を徹底するとともに、受注者に対し、全ての作業従事者等の健康管理を徹底し、発熱等の症状が見られるときは、休暇の取得や医療機関の受診を指導させるなど、適切に対応されたい。

また、受注者に対し、作業従事者等の新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、速やかに発注者に報告する体制を構築しておくことについて指示するとともに、当該感染者と濃厚接触したと考えられる者等に対しても、保健所・医療機関等の指導に従って対応するよう指示するなど、適切な対応を講じられたい。

なお、上記措置を講じるに当たっては、必要に応じ、工事等の一時中止や工期の見直しを行うなど、適正な施工期間の確保に努めるよう留意されたい。

このことについて、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

記

1 直轄工事及び業務に係る現場等における当面の感染症対策等

- (1) 厚生労働省等が発表する情報を収集するとともに、作業従事者等に対し周知を行う。
- (2) 現場等における厚生労働省HP掲載のチラシ等の掲示、並びに手洗いや咳エチケットの励行、アルコール消毒液の設置等、感染予防対策を実施する。
- (3) 特に、地元調整など多数の者と接触する可能性がある現場等においては、調整及び説明の方法等を改めて検討するとともに、現場等で行う際には、出入り口でのアルコール消毒液の設置の徹底、多くの者が触れる箇所の定期的な消毒等、来訪者及び職員・作業従事者等への感染拡大防止対策の実施を行う。

(4) 現場等において感染者が発生した場合には、発注者（監督職員等）へ迅速に連絡する。

2 直轄事業地区の現場等において感染者が発生した場合の報告先

直轄工事及び業務に係る現場等において感染者が発生した場合には、地方農政局等の担当者から、農村振興局整備部設計課施工企画調整室まで報告されたい。

(参考)

(1) 首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL : <https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(2) 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

URL : https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

(3) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

(4) 厚生労働省 新型コロナウイルスを防ぐには

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>